2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地　島田市字町並8264番４
　宅地29.75㎡　基準地積30.39㎡
②　権利価額　128,650円
　（持分価額　18,378円）
③　交付清算金　18,378円
④　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅
教示
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。
　なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県島田市中央町１番の１島田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。
　平成21年９月28日
島田都市計画事業
島田中央第三地区土地区画整理事業
施行者　島田市
代表者　島田市長　桜井　勝郎

1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
　土地所有者
　志太郡島田町1986番地の１　松村　金作
2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地　島田市字町並8308番３
　宅地6.61㎡　基準地積6.75㎡
②　権利価額　40,338円
③　交付清算金　40,338円
④　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅
教示
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。
　なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県島田市中央町１番の１島田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。
　平成21年９月28日
島田都市計画事業
島田中央第三地区土地区画整理事業
施行者　島田市
代表者　島田市長　桜井　勝郎

1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
　土地所有者
　志太郡島田町275番地　村田栄太郎
2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地　島田市字大津道下8538番３
　宅地9.91㎡　基準地積10.12㎡
②　権利価額　47,891円
③　交付清算金　47,891円
④　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算法第104条第１項により消滅
教示
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。
　なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県島田市中央町１番の１島田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による島田都市計画事業島田中央第三地区土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。
　平成21年９月28日
島田都市計画事業
島田中央第三地区土地区画整理事業
施行者　島田市
代表者　島田市長　桜井　勝郎

1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
　賃借権者（共有持分６分の１）
　志太郡島田町622番地　松村卿三郎
2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
①　従前の土地　島田市字町並8313番１
　宅地244.62㎡　基準地積249.86㎡
　権利価額　14,362,818円
②　換地処分後の土地
　島田市大津通15番１　宅地192.23㎡
　権利価額　14,359,581円
③　交付清算金　3,237円
④　土地所有者
　藤枝市南新屋324番地の１　青島　克郎
教示
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。
　なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを静岡県島田市中央町１番の１島田市役所掲示場において掲示する。